

August 2023 | Special Edition: Vol. 20

MHM ASIAN

Legal Insights

Key Contacts



Kana Manabe
☎ +65-6593-9762 (Singapore)
✉ kana.manabe@mhm-global.com



Chong Chia Chi
☎ +65-6593-9759 (Singapore)
✉ chiachi.chong@mhm-global.com



Tasmia Hoque
☎ +65-6593-9763 (Singapore)
✉ tasmia.hoque@mhm-global.com



Sayaka Kurata
☎ +65-6593-9469 (Singapore)
✉ sayaka.kurata@mhm-global.com

投資協定仲裁の概説（２）

：国際投資協定（IIA）に基づく保護

今回の連載では、投資協定仲裁に関する基礎知識について概説しています。前回は、投資家が仲裁を申し立てるための法的根拠、国際的な投資協定における「投資家」及び「投資」の範囲、並びに投資協定仲裁における一般的な前提条件を中心に検討しました。今回は、国際投資協定（以下「IIA」といいます。）に基づいて投資家に与えられる最も一般的な保護をいくつか取り上げた上で、それぞれの保護について、保護義務の概要、IIAの条項例及び公表されている事例についてご説明します。

投資家に与えられる実質的な保護

IIA（二国間投資協定や多国間投資協定）が締結される目的は、外国投資家が他国に投資する際の保護、健全な投資環境の整備、ひいては投資受入国への外国投資の促進という点にあります。

IIAの重要な特徴の一つは、外国投資家が様々な形で保護されることを規定していることです。例えば、もし、あなたが投資家で、あなたの投資が投資受入国の行為に影響を受ける場合（例えば、ロシア・ウクライナ間の戦争の結果としてロシアに課された国際的な制裁やこれに対する対抗制裁による影響を受ける場合）、あなたは、投資受入国に対する申立てを行うにあたって、IIAに依拠することができるか否か悩まれるかもしれません。

それぞれのIIAの規定内容は異なっているものの、一般的には、外国投資家に与えられる保護に関する規定内容は類似しています（例えば、外国投資家に与えられる保護に関する規定として、外国投資家の投資財産の違法な収用について補償を受ける権利、公正かつ衡平な待遇を受ける権利、さらに、最も重要なものとして、投資受入国が投資家を保護する義務に違反したことを根拠として請求を申し立てる権利等に関するものがあります。）。



Qiqing Goh
☎ +65-6593-9761 (Singapore)
✉ qiqing.goh@mhmm-global.com

以下では、外国投資家が受けられる最も一般的な保護をいくつか取り上げます¹。

違法な収用に対する保護

ほとんどの IIA は、(1)公共の目的に基づき、(2)差別的でなく、(3)適正手続に従い、(4)迅速、適切かつ実効的な補償（多くの場合、市場価額としてさらに定義されます。）がなされた場合ではない収用又は収用に相当する措置は違法なものとされています。簡潔に言えば、収用とは、通常、国家が公共目的のために正当な補償をせずに私有財産を取得することをいいます。投資家は、(i)直接収用（投資受入国が投資家の財産を差し押さえたり、財産の所有権を第三者に移転したりすること）、又は(ii)間接収用（所有権の移転もしくは物理的な差押えを伴わずに投資家の投資財産が完全又はほぼ完全に剥奪されること）の場合に、違法な収用があったとして請求を申し立てることができます。

IIA では、様々な方法で直接収用及び間接収用の両方に言及されています。例えば、日本・ラオス人民民主共和国 BIT²（2008 年）では、「相当する（equivalent to）」や「同等の（tantamount to）」といった文言を用いて、間接収用に言及しています。

「いずれの締結国も、他方の締結国の投資家が自国内に投資した投資財産を収用もしくは国有化し、又は収用もしくは国有化に相当する措置（かかる収用等を、以下「収用」という。）を講じてはならない。但し、(a)公共目的のため、(b)非差別的な方法で、(c)第2項、第3項及び第4項に基づく迅速、適切かつ実効的な補償がなされる収用、並びに (d)法律の適正手続及び第5条に従う収用である場合はこの限りでない。」

Funnekotter 対ジンバブエの事件³は、直接収用に関する判断が示された事例です。仲裁廷は、ジンバブエ政府が土地取得プログラムを通じて農地を取得した際に、投資家による農地設備への投資財産を補償なく収用したと判断しました。

Yukos Universal 対ロシアの事件⁴は、間接収用に関して投資家に有利な判断が下された有名な事例です。この事件において、仲裁廷は、ロシアが Yukos Universal に対して行った一連の措置（納税調査、経営者の刑事訴追、追徴課税、主要部門の売却・破産手続等）は、Yukos Universal に「重大な」影響を与えたとして、間接収用に相当すると判断しました。

公正衡平待遇

多くの場合、IIA は、投資受入国に対して、外国投資に関する公正衡平待遇義務（fair and equitable treatment）を課しています。例えば、日本・フィリピン共和国間の経済連携協定（2006 年）では、以下のとおり規定されています。

「各締結国は、他方の締結国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。」

¹ 日本には、IIA において使用する標準的な条項及び文言のモデルがないため、二国間投資協定ごとに、当該協定上どのような種類の保護を受けられ、また、協定上どのような条件を満たす必要があるのかについて個別に検討する必要があります。

² 二国間投資協定

³ Bernardus Henricus Funnekotter 他対ジンバブエ共和国の事件（仲裁判断。ICSID 事件番号 ARB/05/6, IIC 370(2009)）

⁴ Yukos Universal Limited（マン島）対ロシア連邦の事件（PCA 事件番号 2005-04/AA227）

公正衡平待遇義務は、投資協定仲裁において最も頻繁に主張される協定上の義務であるとともに、最も頻繁に違反が認められる義務でもあります⁵。しかしながら、公正衡平待遇義務の一般的な定義はなく、公正衡平待遇義務の実質的な内容は、仲裁廷によって事案ごとに具体化されてきました。仲裁廷は、通常、事件の全ての事実関係及び状況を考慮して国家行為の「公正性」を判断するにあたって、幅広い裁量権を有しています。様々な判例法から、特に以下の概念が公正衡平待遇義務と関連性があると考えられています。

- 裁判の拒否：公正衡平待遇義務との関係で、投資受入国は、国内司法制度における基本的な保護を提供することが要求されます。投資家が投資受入国において裁判の拒否があったことを主張する場合、投資受入国の裁判所の決定や対応が公正衡平待遇義務に違反していることを証明する必要があります。裁判の拒否に該当する可能性がある類型としては、(1)裁判所が事件の受理を拒否した場合、(2)裁判所が裁判の進行を不当に遅らせた場合、(3)裁判所が著しく不適切な方法で審理した場合、(4)裁判所が明白に悪意をもって法を不正に適用した場合、の4種類が挙げられます。しかしながら、裁判の拒否が最終的に認定されるためには、「『極めて深刻な欠陥であること』及び『司法上の妥当性の感覚に衝撃を与える又は少なくともこれを驚愕させる』悪質な行為であることの立証」といった厳格な基準を満たす必要があります⁶。実際に、White Industries Australia Limited 対インドの事件⁷において、仲裁廷は、インドの裁判所による不当な裁判の遅延があったことを認めましたが（申立人は、仲裁判断を執行するために9年を費やしました。）、当該遅延は、裁判の拒否であるとはいえないと判断されました。
- 手続上の公正性及び透明性の欠如：複数の仲裁廷が、立法又は行政手続における適正手続違反が公正衡平待遇義務違反を引き起こす可能性があることを認めています。また、国の建設許可の申請や許可に関する明確な規則が存在しないこと等といった透明性の欠如も、公正衡平待遇義務違反になり得ると認められています⁸。
- 投資家への強要又はハラスメント：強要又はハラスメントによる投資家への不当な圧力の行使も、公正衡平待遇義務違反であると判断されています。例えば、Stati 他対カザフスタンの事件⁹では、カザフスタンの大統領の命令を受けて実施された一連の調査が、公正衡平待遇義務に違反する組織的なハラスメントに相当すると認められました。

⁵ Nigel Blackaby 他、Redfern and Hunter on International Arbitration、第6版（Oxford University Press、2015年）、第8.96項。

⁶ Chevron Corp 他対エクアドルの事件（ICSID 事件番号 ARB(AF)/99/2、第127項）

⁷ White Industries Australia Ltd 対インド共和国の事件（UNCITRAL、仲裁判断。2011年11月30日）

⁸ Metalclad Corp 対メキシコの事件（NAFTA）（仲裁判断。2000年8月30日）

⁹ Ascom Group S.A.、Anatolie Stati、Gabriel Stati 及び Terra Raf Trans Traiding Ltd. 対カザフスタン共和国の事件（SCC 事件番号 116/2010）

内国民待遇

IIA のなかには、内国民待遇 (national treatment) を定めるものもあります。内国民待遇は、外国投資家が国内投資家と比べて不利な待遇を受けるべきではない、すなわち、投資受入国が外国投資家よりも国内投資家の利益を優先しないようにすることを求めるものです。IIA における内国民待遇義務の定義には、(i)国内投資家と外国投資家を平等に扱うことを厳格に定義するものと、(ii)外国投資家に対して国内投資家より有利な待遇を与える可能性を定めるもの、といった主に二通りの種類があります。日・ミャンマーBIT (2013 年) は、国内投資家と外国投資家の平等な待遇について、以下のとおり規定しています。

「各締結国は、自国の領域内において、他方の締結国の投資家及びその投資財産に対し、投資活動に関して同様の状況にある自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも、不利にならない待遇を与える。」

内国民待遇義務違反の例として、Olin Holdings Ltd.対リビアの事件¹⁰があります。当該事件では、Olin Holdings Ltd.が、リビアに対して、トリポリにある Olin Holdings Ltd.の工場の収用を理由として請求を申し立てました。仲裁廷は、Olin Holdings Ltd.が、収用を免除されたリビアの競合他社よりも不利な待遇を受けたとして、内国民待遇義務に違反したことを認めました。

最恵国待遇

最恵国待遇 (most favoured national) は、内国民待遇とともに、投資家及びその投資財産に対する最も重要な待遇義務として広く受け入れられています。この義務は、投資受入国が、投資家を、投資受入国が締結している他の投資協定に基づく待遇よりも不利に扱ってはならないことを要求するものです。

投資家が最恵国待遇条項に基づく保護を求める一般的な場面としては、投資受入国が、特定の産業に関して特定の国の投資家 (例えば、石油産業に投資するフランスの投資家) に税金の優遇措置を与えるものの、同一の産業に投資するその他の国の投資家 (例えば、同一の産業に投資する英国の投資家) には税金の優遇措置を与えない場合が挙げられます。このような状況において、英国の投資家は、最恵国待遇条項に依拠し、同一の待遇を請求するか、又は差別の結果として被った損失に対する補償を請求することができると考えられます。White Industries Ltd.対インドの事件¹¹は、最恵国待遇義務違反に関する有名な事件です。当該事件においては、インドの裁判所で ICC 仲裁判断の執行を求めて 9 年を費やし実現に至らなかったオーストラリアの投資家が、インド・クウェート BIT に、インドの義務として権利を主張し行使するための実効的な手段を提供することが定められていることに依拠して、オーストラリア・インド BIT の最恵国待遇条項を根拠として請求を行うことに成功しました。

¹⁰ Olin Holdings Limited 対リビアの事件 (ICC 事件番号 20355/MCP)

¹¹ White Industries Australia Ltd 対インドの事件 (UNCITRAL、仲裁判断。2011 年 11 月 30 日)

その他の待遇

上記の保護に加えて、その他の一般的な保護としては、非差別的措置による保護（多くの場合に公正衡平待遇義務と重複します）、資金を自由に移転する権利（基本的には投資受入国における通貨管理規制又は資金凍結からの保護）、及びアンブレラ条項（投資受入国が外国投資家による投資財産に関して義務を負った場合にはそれを遵守しなければならないと規定するもの）があります。

外国投資家は、投資受入国がその実質的な義務に違反しているか否かを判断した後、次の段階として、どのような紛争解決方法を用いて手続を開始するか、また、どのような救済手段を求めるのが適切かを検討することになりますが、これらの点については次回のニュースレターで取り上げます。